



## アイヌ民族の法的地位

愛努民族的法律地位  
The Legal Status of Ainu

常本照樹 北海道大学アイヌ・先住民研究センター長  
林雨佑 翻譯

アイヌ民族に関する最初の法律は、1899年に制定された北海道旧土人保護法である。これは、明治以降、北海道の「開拓」が進むなかで急速に窮乏化していったアイヌの救済を名目として、アイヌ1戸に1万5千坪以内の土地を無償給与し、農民として生活の安定を図るとともに、日本社会へのアイヌの同化を図る諸施策を集めた総合的立法であった。しかし、実際に給付された土地には農耕不適地が多かったなど、さまざまな運用上の問題もあったため、アイヌの生活の安定という目標は達成されなかった。

アイヌとその他の国民の生活水準の格差は1970年代になっても残存していたため、国と北海道は1974年に、法律の根拠はないものの、行財政施策として、住宅や道路などの生活環境の改善、職業支援、就学支援などを図る「北海道

關於愛努民族最初的法律是1899年制訂的北海道舊土人保護法。這是明治以後，以救濟在北海道「開拓」中急速貧窮化的愛努人為名義，無條件的給予愛努每一戶各一萬五千坪以內的土地，同時為求農民生活安定，以及同化日本社會裡的愛努而集合了各種政策的綜合性立法。但是因為有著各種運用上的問題，像是實際上給付的土地很多是不適合農耕等，並沒有達到使愛努人生活安定的目標。

因為愛努人和其他國民的生活水平差異在1970年還存在的關係，日本和北海道於1974年在沒有法律根據的狀況下以實施行政與財政政策的方式，開始規劃了「北海道Utari福祉政策」，



「ウタリ福祉対策」を開始した。同対策は、民族対策的色彩を帯びつつ、現在でも継承されている。

1994年に日本社会党（当時）の村山委員長を首班とする社会党と自民党の連立政権が誕生し、そのもとに文化人類学、民族学、ジェンダー学、憲法学等の研究者、最高裁判所元判事および北海道知事などをメンバーとする「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置された。懇談会は96年に、アイヌは独自の文化を持った民族であり、北海道に先住していたことを認めるとともに、民族の伝統と文化を振興するための法律の制定を求める報告書を政府に提出した。もっとも、懇談会は、アイヌが政治、文化及び土地について固有の自決権を持つ先住民族であるかどうかについての判断には踏み込まなかった。

懇談会の報告書を受けて97年に制定されたのがアイヌ文化振興法である。同法の目的は「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与すること（同法第1条）」であり、この目的を達成

其中包括了住宅、道路以及生活環境の改善、職業支援、就學支援。此帶有民族對策的色彩的政策，一直沿用至今日。

1994年以村山委員長為首的日本社會黨和自民黨的連立政権誕生，設置了由文化人類學、民族學、性別學、憲法學等的研究者、前最高法院法官和北海道知事（道長）為主組成的「Utari 對策有識者懇談會」。懇談會在1996年時，除了承認愛努是擁有自己獨特文化的民族，以及一開始就住在北海道之外，也向政府提出了要求復興民族傳統與文化及制訂法律的報告書。但是，懇談會對於「愛努是不是擁有政治文化及土地固有自決權的先住民族的判定」一事卻沒有進展。

因懇談會的報告書而制訂的是愛努文化復興法。此法的目的是「藉著振興愛努文化及普及國民對於愛努傳統認知的政策，策劃實現尊重愛努人尊嚴的社會，並且促進我國多樣文化的發展（此法的第一條）」，為了達到此目的，總理大臣訂定了基本方針，而具體的政策則由依據同法在札幌市設立的法人（愛



するために、総理大臣が基本方針を定め、具体的な施策は、同法によって札幌市に設立される法人（アイヌ文化振興・研究推進機構）が実施することとされた。

国会における法案審議の中で、政府はアイヌの先住性およびアイヌが独自の文化を持った少数民族であることを認めたが、あくまでも「先住していた事実」を認めたにとどまり、特別の権利を持つ先住民族であることを承認したわけではない。政府の基本的立場は、アイヌ民族が先住民族であるかを演繹的に論ずるのではなく、現実のアイヌの人々が必要としている文化施策を一つ一つ積み上げていこうとするものだということができる。権

利主体としてのアイヌ民族の法的定義や個人認定などの困難な問題を回避するという意味では、これは政府だけでなくアイヌにとっても現実的な選択だったといえようが、そうだとすると真に必要な施策が実現されているかどうかには疑問が残る。

努文化振興・研究推進機構）來實施。

在國會的法案審議中，政府承認了愛努是有獨特文化的少數民族及其先住性，但這僅僅只是承認了「先住之事實」，並不承認愛努是擁有特別權利的先住民族。政府基本的立場不是用演繹論來解釋愛努民族是否為先住民族，而是可以說是一個一個地累積起現實的愛努族人所需要的文化政策。這種迴避了以愛努民族為權利主體的法律定義或身分認定等困難問題的行為，不只是對政府，就算是對愛努而言也是相當實際的抉擇，不過就算如此，「真正的必要政策是否實現了？」這個問題，依然沒有解決。



◀ 常本照樹 2000  
《環繞愛努民族的法的變遷：  
從舊土人保護法到愛努文化振興法》。



アイヌ民族の法的地位を語るときに忘れることができないのが二風谷ダム判決である。1997年3月27日に札幌地方裁判所が下した同判決は、国際自由権規約（ICCPR）27条と日本国憲法13条に基づいてアイヌ民族に属する個人が「自らの民族の文化を享有する権利（文化享有権）」の保障を受けるとしたうえ、国際的な基準を踏まえてアイヌが先住民族であることを日本の公的機関として初めて認めた。もともと、民族自決権を持つ先住民族としての地位を認めたわけではなく、先住民族であることを文化享有権の保障の程度を高める根拠としていることに特徴がある。

日本政府は、2007年9月13日に国連総会が採択した「先住民族の権利に関する国連宣言」に賛成投票をしたが、それがアイヌ民族に適用されるかどうかについては、先住民族に関する定義が確立していないためアイヌ民族が先住民族であるかどうかを判断することができず、したがって同宣言の適用の有無も明らかではないとしている。

提到愛努民族法的地位，不得不提的是二風谷水壩判決。1997年3月27日札幌地方法院所宣布的此判決，除了屬於愛努民族的個人受到根據公民權力與政治權利國際公約（ICCPR）第27條以及日本國憲法13條賦予的「自身民族享有文化的權利（文化享有権）」的保障之外，也初次由日本公家機關依據國際間的標準承認愛努為先住民族。但此判決並不是承認愛努是有民族自決權的先住民族的地位，而是依據「其先住民族的身分可以在文化享有權上有高度的保障」為特徵。

日本政府投票贊成了在2007年9月13日聯合國大會通過的「聯合國先住民族權利宣言」，但由於先住民族身分定義還未確定，而無法判斷愛努民族是不是先住民族，日本政府表態，此宣言是否適用於愛努民族身上，並不明確。

常本照，樹